

軽自動車税が見直されました

地方税法の改正に伴い、軽自動車税が見直されました。図課税課税②95053

- 原動機付自転車および二輪車など
平成28年度から変更となります。



車 種		税率(年額)	
		改正前	改正後
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミ ニ カ ー	2,500円	3,700円
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用	1,600円	2,000円
	そ の 他	4,700円	5,900円
軽 自 動 車	二輪(側車付含む)	2,400円	3,600円
	被 け ん 引 車	2,400円	3,600円
二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000円	6,000円

- 三輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける(新車新規登録される)車両については、平成27年度から以下のとおり変更となっています。平成27年3月31日以前に取得されている車両および新車新規登録済みの車両は変更ありません。

ただし、新車新規登録から13年を経過した車両については、平成28年度から重課税率が適用されます(電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く)。

車 種				税率(年額)		
				新車新規登録が 平成27年3月31日以前	新車新規登録が 平成27年4月1日以後	新車新規登録から 13年経過
軽 自 動 車	三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四 輪 以 上	貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円

- 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税に限り税率を軽減する特例措置「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」が適用されます。

車 種			電気自動車または 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス 10%低減)	① 乗用：★★★★かつ平成32年度 燃費基準+20%達成車 貨物：★★★★かつ平成27年度 燃費基準+35%達成車	② 乗用：★★★★かつ平成32年度 燃費基準達成車 貨物：★★★★かつ平成27年度 燃費基準+15%達成車
三 輪			1,000円	2,000円	3,000円
四 輪	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円

※★★★★＝平成17年ガス基準75%低減達成

※①、②については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています